

## 府立鴨沂高等学校校舎等改築工事基本・実施設計業務委託に係る意見聴取会議設置要領

### (目的)

第1条 この要領は、府立鴨沂高等学校校舎等改築工事基本・実施設計業務に係る技術提案（プロポーザル）型設計者等の選定・特定実施要領第3条第3項の規定により、府立鴨沂高等学校校舎等改築工事基本・実施設計業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、外部有識者等から技術提案書に係る意見を聴取するための意見聴取会議（以下「意見聴取会議」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

第2条 意見聴取会議の委員は、別表のとおりとする。

- 2 委員の任期は、府立鴨沂高等学校校舎等改築工事基本・実施設計業務の委託契約が締結されるまでの期間とする。
- 3 意見聴取会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、意見聴取会議の議事を運営する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議の招集)

第3条 意見聴取会議は、管理課長が必要に応じ、これを招集する。

### (委員の役割)

第4条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 応募者の企画提案の内容に関すること。
- (2) その他委託事業者の選定に関すること。

### (委員の責務)

第5条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず委託業務に係る応募者の企画提案に参画してはならない。
- 3 委員は、意見聴取会議で知り得た情報を公表してはならない。委員の職を退いた後も同様とする。ただし、管理課長が公表した情報については、この限りでない。

### (委員以外の者の出席)

第6条 管理課長は、意見聴取会議において、委託業務の内容についてより専門的な意見を聴くことが必要であると認めたときは、委員以外の学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (事務)

第7条 意見聴取会議の事務は、管理課が処理する。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、意見聴取会議の運営に関し必要な事項は、管理課長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成25年7月25日から施行する。